

法科大学院基準に関する基礎要件データ（改定案）

○ 本データ集について

- ・ 本データ集は、評価対象となる事項のうち、主に法令等の基礎要件に係るものの状況を表すためのものです。基礎要件の具体的な内容は、表ごとに示しています。
- ・ 本データ集で示す内容については、原則として点検・評価報告書への記載は不要です。ただし、基礎要件の一部は、評価の視点としても設定されているため、これらについては点検・評価報告書への記載が必要となります。
- ・ 各表の基礎要件（表下に示した[留意事項]を含む）を満たしていない場合には、その理由や基準日より後の改善状況・計画等を各表の備考欄又は点検・評価報告書に記載して下さい。なお、[留意事項]は評価の際にも用いられます。

○ 作成上の注意点について

- ・ 表の太枠部分が記載欄です。記載すべき内容は、それぞれの欄に※で示しています。記載時には、※の内容を削除し、各専門職大学院の状況を記載して下さい。
- ・ 大学記載欄に〈根拠資料〉とある場合、根拠資料も記載して下さい（根拠資料がない場合は「なし」と記載して下さい）。根拠資料の番号は、点検・評価報告書とは別に、本様式としての番号を付して下さい。
- ・ 特に指定がない限り、認証評価が行われる前年度の状況を記載して下さい（表 11～表 18 は前年度の 5 月 1 日を基準日として下さい）。複数年度の状況を記載すべき場合には、認証評価実施年度を「N年度」とし、それ以前の年度を「N－1年度」などと示しています。
- ・ その他、特定の表に関する注意事項は、表に [注] として示しています（[注] は削除しないでください）。

○ 提出時の体裁について

- ・ A 4 で両面印刷し、点検・評価報告書と一緒に紙ファイルに綴じてください。
- ・ 表紙、ページ番号の設定は削除しないでください。目次を付す必要はありません。

1 使命・目的

項目：目的の設定

表 1：固有の目的を定めた学則等〔大学院設置基準第 1 条の 2〕

基礎要件	大学記載欄	
固有の目的を学則等に定め、公表していること。	固有の目的	<p><学則等への規定の有無> 有/無 ※いずれかを選択して下さい。</p> <p><周知方法> ※学内外への周知方法（媒体等）を記載して下さい。</p> <p><根拠資料> ・〇〇〇〇（資料〇-〇） ※規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。</p>
備考欄	<p>※関連法令に照らして、改善が必要な点があれば、その理由と改善方策等をあわせて記述して下さい。</p>	

2 教育課程・学習成果、学生

項目：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針

表 2：3つのポリシー（評価の視点 2-1）〔学校教育法施行規則第 165 条の 2〕

基礎要件	大学記載欄	
学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定・公表していること。	学位授与方針	<p><策定の有無> 有/無 ※いずれかを選択して下さい。</p>

		<p><周知方法> ※学内外への周知方法（媒体等）を記載して下さい。</p> <p><根拠資料> ・ ○○○○（資料○-○） ※規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。</p>
<p>教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定・公表していること。</p>	<p>教育課程の編成・実施方針</p>	<p><策定の有無> 有/無 ※いずれかを選択して下さい。</p> <p><周知方法> ※学内外への周知方法（媒体等）を記載して下さい。</p> <p><根拠資料> ・ ○○○○（資料○-○） ※規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。</p>
<p>学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を策定・公表していること。</p>	<p>学生の受け入れ方針</p>	<p><策定の有無> 有/無 ※いずれかを選択して下さい。</p> <p><周知方法> ※学内外への周知方法（媒体等）を記載して下さい。</p>

		<根拠資料> ・〇〇〇〇（資料〇-〇） ※規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。
	備考欄	※関連法令に照らして、改善が必要な点があれば、その理由と改善方策等をあわせて記述してください。

表3：学位の名称〔学位規則第5条の2、第10条〕

基礎要件	大学記載欄	
分野の特性や教育内容にふさわしい名称を学位に付していること	学位の名称（日本語）	※日本語の学位名称を記載して下さい。 <根拠資料> ・〇〇〇〇（資料〇-〇） ※規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。
	学位の名称（英語）	※英語の学位名称を記載して下さい。 <根拠資料> ・〇〇〇〇（資料〇-〇） ※規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。
	備考欄	※関連法令に照らして、改善が必要な点があれば、その理由と改善方策等をあわせて記述してください。

項目：教育課程の設計と授業科目

表4：法科大学院の教育課程（評価の視点2-2）〔専門職大学院設置基準第20条の3、第23条〕

基礎要件	大学記載欄
------	-------

	科目区分		修得すべき単位数 及び修了要件総単位数 に対する比率	該当する科目名	資料該当箇所	
	法科大学院は、右記に該当する授業科目を開設していること。	法律基本科目 (憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目)	基礎科目	※修得すべき単位数を記載し、()で修了要件総単位数に対する比率を記載してください。 ※カリキュラム上で選択科目を設定している場合、修了要件総単位数の範囲内で、選択科目として修得できる当該科目区分の単位数も含めた最大の単位数と比率も記載してください。	※ 「科目区分」に該当する科目名を記載してください。シラバスと対照できるように、実際の開講科目名称を記載してください。	<根拠資料> ・〇〇〇〇(資料〇-〇) ※科目内容が分かる資料(シラバス等)を根拠資料とし、該当ページを必ず記載して下さい。 ※該当ページの記載は科目区分ごとの括りでも構いません。
応用科目			※ 同上	※ 同上	※ 同上	
法律実務 基礎科目 (法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目)		必修	法曹倫理に関する科目:	※ 同上	※ 同上	※ 同上
			民事訴訟実務に関する科目:	※ 同上	※ 同上	
刑事訴訟実務に関する科目:			※ 同上	※ 同上		
その他の必修科目:	※ 同上	※ 同上	※ 同上			
	その他	※ 同上	※ 同上	※ 同上	※ 同上	
	基礎法学・隣接科目 (基礎法学に関する分野又は法	※ 同上	※ 同上	※ 同上	※ 同上	

	学と関連を有する分野の科目)			
	展開・先端科目 (先端的な法領域に関する科目 その他の実定法に関する多様な 分野の科目であって、法律 基本科目以外のもの)	※ 同上	※ 同上	※ 同上
備考欄		※ 留意事項または関連法令に照らして改善が必要な点があれば、①該当事項、②その理由、③改善方策等を記述してください。		

[注] 1 法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はその内容を含む科目については、科目名欄の該当科目、資料該当箇所欄の該当資料に下線を引いてください。

[留意事項] 1 法律基本科目：

- ① 連携法第4条第1号に規定する専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。）を涵養するための教育を行う科目（基礎科目）及び基礎科目を履修した後に、連携法第4条第2号に規定する応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。）を涵養するための教育を行う科目（応用科目）から成り、公法系科目、民事系科目、刑事系科目をいずれかに過度に偏ることなく配置していること。
- ② 修了要件単位数として、基礎科目は30単位以上、応用科目は18単位以上で設定していること。
- ③ これらに該当する科目を他の科目区分に配置しないこと。

2 法律実務基礎科目：

- ① 修了要件単位数として、10単位以上で設定されており、修得すべき法律実務基礎科目の単位数の比率に関しては、修了要件総単位数のうち、少なくとも10%程度開設されていること。
- ② 法曹倫理に関する科目並びに民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目を必修として開設していること。
- ③ 法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目（模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップ等）を開設していること。

3 基礎法学・隣接科目：

- ① 修了要件単位数として、基礎法学・隣接科目は4単位以上で設定していること。

4 展開・先端科目：

- ① 展開・先端科目は12単位以上（選択科目に係る4単位以上を含む。）で設定していること。

- ② 倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）、国際関係法（私法系）を開設するよう努めていること（「専門院」第20条の3第6項）。
- ③ 入学時に十分な実務経験を有すると認められた者が、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修する場合、4単位を上限として、修得すべき展開・先端科目の単位数に算入できるものとする。
- 5 法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はその内容を含む科目を適切に開設していること。

項目：教育の実施

表5：単位の設定〔大学設置基準第21条～第23条〕

基礎要件	大学記載欄	
学生の学習時間等を考慮し、法令上の規定に則して、単位を設定していること	1単位あたりの学習時間	<p>○時間</p> <p>※1単位あたりの学習時間を記載して下さい。</p> <p><根拠資料></p> <p>・○○○○（資料○-○）</p> <p>※規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。</p>
	1単位あたりの授業時間	<p>○時間</p> <p>※1単位当たりの学習時間に含まれる1単位当たりの授業時間を記載して下さい。</p> <p><根拠資料></p> <p>・○○○○（資料○-○）</p> <p>※規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。</p>
	授業の実施期間・1回あたりの授業時間	<p><授業の実施期間></p> <p>※8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間のいずれかを採用しているか記載して下さい（何学期制かも併記して下さい）。</p>

		<p>< 1 回あたりの授業時間 ></p> <p>○分</p> <p>※ 1 回あたりの授業時間を記載して下さい。</p> <p>< 根拠資料 ></p> <p>・ ○○○○ (資料○-○)</p> <p>※ 規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。</p>
	試験の実施期間	<p>※ 試験の実施期間をどのように設定しているか記載して下さい。</p> <p>< 根拠資料 ></p> <p>・ ○○○○ (資料○-○)</p> <p>※ 規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。</p>
	集中講義等	<p>※ 上記の期間以外において集中講義等を行っている場合には、その実施時期と期間（試験を含む）を記載して下さい。</p>
備考欄		<p>※ 関連法令に照らして、改善が必要な点があれば、その理由と改善方策等をあわせて記述して下さい。</p>

[留意事項] 1 集中講義等、通常の授業の実施期間より短い特定の期間において授業を行う場合には、1 単位あたりの学修量が確保されているか、また、教育上特別の必要があるかに留意する。

表 6 : 単位数の上限設定〔専門職大学院設置基準第 11 条、第 20 条の 8〕

基礎要件	大学記載欄	
適切な履修が可能となるよう、履修登録できる単位数の上限を設定している	履修登録上限単位数	<p>※ 学生が 1 年間に履修登録できる単位数の上限を記載して下さい。</p> <p>1 年次 : ○単位</p> <p>2 年次 : ○単位</p>

こと。		3年次：○単位 <根拠資料> ・○○○○（資料○-○） ※規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。
	例外措置	※ 上記以外の例外的な取扱いがなされる場合があれば、具体的に記載して下さい。 <根拠資料> ・○○○○（資料○-○） ※規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。
備考欄		※ 留意事項または関連法令に照らして改善が必要な点があれば、①該当事項、②その理由、③改善方策等を記述してください。

- [留意事項] 1 1年次は、原則として36単位とする。ただし、法学未修者の法律基本科目の指導の充実の見地から、1、2年次に最大10単位の増加措置が講じられている場合や連携法曹基礎課程を修了して進学した者（専門職大学院設置基準20条の8）の場合には、44単位を上限とする。
- 2 2年次は、原則として36単位とする。ただし、以下の場合には、44単位を上限とする。
- ①法学未修者については、法学未修者の法律基本科目の指導の充実の見地から、1、2年次に最大10単位の増加措置が講じられている場合。
- ②法学既修者については、「憲法、民法及び刑法以外の試験科目につき、最低基準点に満たない得点の科目又はあらかじめ認定科目の対象としていない科目がある場合には、1、2年次に法律基本科目の増加措置を講じた際の2年次増加分を含めて、8単位を上限として認定科目の除外とし、入学後に履修することができるものとする」とに該当する場合。
- ③認定連携法曹基礎課程を修了して当該法科大学院に入学した者その他登録した履修科目の単位を当該法科大学院が定めた基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として当該法科大学院が認める学生に該当する場合、44単位を上限とする。
- 3 3年次は、44単位を上限とする。

表7：他の大学院又は入学前において修得した単位の認定〔専門職大学院設置基準第21条～第22条〕

基礎要件	大学記載欄
------	-------

他の大学院等において修得した単位を適切な方法により認定していること。	他の大学院において修得した単位の認定	<p><認定の有無> 有/無 ※いずれかを選択して下さい。</p> <p><単位数> (個別の上限を設定していない場合は「一」) ○単位 ※単位数を記載して下さい。</p> <p><条件・手続> ※認定の具体的な条件、手続について記載して下さい。</p> <p><根拠資料> ・○○○○ (資料○-○) ※規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。</p>
	学校教育法第百五条の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)における学修を、当該専門職大学院における授業科目の履修とみなし、専門職大学院の定めるところにより単位を与えている場合の単位の認定	<p><認定の有無> 有/無 ※いずれかを選択して下さい。</p> <p><単位数> (個別の上限を設定していない場合は「一」) ○単位 ※単位数を記載して下さい。</p> <p><条件・手続> ※認定の具体的な条件、手続について記載して下さい。</p>

		<p><根拠資料></p> <p>・〇〇〇〇（資料〇-〇）</p> <p>※規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。</p>
	入学前において修得した単位の認定	<p><認定の有無></p> <p>有/無</p> <p>※いずれかを選択して下さい。</p> <p><単位数>（個別の上限を設定していない場合は「一」）</p> <p>〇単位</p> <p>※単位数を記載して下さい。</p> <p><条件・手続></p> <p>※認定の具体的な条件、手続について記載して下さい。</p> <p><根拠資料></p> <p>・〇〇〇〇（資料〇-〇）</p> <p>※規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。</p>
	上記3措置を合わせた最大の認定単位数	<p>〇単位</p> <p><根拠資料></p> <p>・〇〇〇〇（資料〇-〇）</p> <p>※規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。</p>
備考欄		※留意事項または関連法令に照らして改善が必要な点があれば、①該当事項、②

その理由、③改善方策等を記述してください。

- [留意事項] 1 上記3措置を合わせた単位の認定は、法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数と合わせ、30単位を越えない範囲で行うことができる。
- 2 1の場合、93単位を越える単位を修了要件とする法科大学院は、その越える部分の単位数に限り30単位を越えてみなすことができる。
- 3 連携法曹養成基礎課程修了者法曹コース出身者は又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者に対する上記3措置を合わせた単位の認定は、法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数と合わせ、最大46単位を越えない範囲でみなすことができる。
- 4 3の場合、93単位を越える単位を修了要件とする法科大学院は、その越える部分の単位数に限り46単位を越えてみなすことができる。

項目：学習成果

表8：課程修了の要件〔専門職大学院設置基準第2条～第3条、第15条～第16条、第23条、第24条、第25条〕

基礎要件	大学記載欄	
課程の修了認定に必要な在学期間及び修得単位数を適切に設定していること。	標準修業年限	<p>※標準修業年限を記載して下さい。</p> <p><根拠資料></p> <p>・〇〇〇〇（資料〇-〇）</p> <p>※規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。</p>
	修了要件単位数	<p>※修了要件単位数を記載して下さい。</p> <p>※既修者（連携法曹養成基礎課程修了者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者を含む）認定により修得したとみなす単位数について詳細を記載のうえ、これらの単位数を修了要件単位数から除いた数についても記載して下さい。</p> <p>※連携開設科目に係る単位の認定を行っている場合は、同科目の認定単位数の上限も記載して下さい。</p> <p><根拠資料></p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇〇〇（資料〇-〇） <p>※規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。</p>
	長期履修制度	<p>※長期履修制度を設けている場合には、その具体的な内容を記載して下さい。</p> <p><根拠資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇〇〇（資料〇-〇） <p>※規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。</p>
	在学期間の短縮	<p>※在学期間を短縮することができる場合には、その具体的な内容を記載して下さい（専門職大学院設置基準第24条に基くもののほか、既修者認定により在学したものとみなす期間についてもここに記載して下さい）。</p> <p><根拠資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇〇〇（資料〇-〇） <p>※規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。</p>
備考欄		<p>※留意事項または関連法令に照らして改善が必要な点があれば、①該当事項、②その理由、③改善方策等を記述してください。</p>

- [留意事項] 1 「修了要件単位数」について、93 単位以上とし、法律基本科目の基礎科目は 30 単位以上、法律基本科目の応用科目は 18 単位以上、法律実務基礎科目は 10 単位以上、基礎法学・隣接科目は 4 単位以上、展開・先端科目は 12 単位以上（選択科目に係る 4 単位以上を含む。）で設定していること。また、連携開設科目により修得したものとみなすものとする単位数は、15 単位を超えないものとする。ただし、93 単位を超えて単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り 15 単位を超えてみなすことができる。
- 2 「修了要件単位数」について、既修者（連携法曹養成基礎課程修了者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者を含む）認定により修得したとみなすことのできる単位数は、表 7 の各措置により認定する単位数と合わせ 30 単位までとする。修了要件単位数が 93 単位を超える場合には、超える部分の単位数も 30 単位に加えて認定することができる。ただし、連携法曹養成基礎課程修了者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者については、表 7 の各措置により認定する単位数と合わせ 46 単位まで可能とし、修了要件単位数が 93

単位を超える場合には、超える部分の単位数も 46 単位に加えて認定することができる。

- 3 「在学期間の短縮」について、短縮することのできる期間、在学したものとみなす期間は、合わせて1年を超えない範囲ものとする。

表9：司法試験の合格状況等の把握（評価の視点2-12）〔平成22年9月16日文科省決定〕

基礎要件		大学記載欄				
		※N-5年度	※N-4年度	※N-3年度	※N-2年度	※N-1年度
司法試験の合格状況を把握し、教育成果を検証していること。	全合格者数	※ 合格者数を記載して下さい。()で在学中受験者数を併記してください。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
	合格率 (A)	※ 合格率 (%) を記載して下さい()で在学中受験者の合格率を併記して下さい ※ 合格率 (%) は、XX.XX%のように、小数点以下第2位まで表示して下さい(端数は四捨五入)。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
	合格者数 <既修者>	※ 合格者数を記載して下さい。()で在学中受験者数を併記してください。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
	合格率 <既修者>	※ 合格率 (%) を記載して下さい()で在学中受験者の合格率を併記して下さい ※ 合格率 (%) は、XX.XX%のように、小数点以下第2位まで表示して下さい(端数は四捨五入)。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
	合格者数 [法曹コース出身者]	※ 合格者数を記載して下さい。()で在学中受験者数を併記してください。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左

	合格率 [法曹コース出身者]	※ 合格率 (%) を記載して下さい () で在学中受験者の合格率を併記して下さい ※ 合格率 (%) は、XX.XX%のように、小数点以下第2位まで表示して下さい (端数は四捨五入)。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
	合格者数 《未修者》	※ 合格者数を記載して下さい。() で在学中受験者数を併記してください。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
	合格率 《未修者》	※ 合格率 (%) を記載して下さい () で在学中受験者の合格率を併記して下さい ※ 合格率 (%) は、XX.XX%のように、小数点以下第2位まで表示して下さい (端数は四捨五入)。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
備考欄		※ 留意事項を満たしていない場合、その理由と改善方策等を記述してください。				

[注] 1 合格者及び合格率[法曹コース出身者]については、既修者のうち特別選抜により連携法科大学院に進学した法曹コース出身者（法学部3年次終了後に早期卒業により法科大学院既修者コースに入学した者や、それ以外の者も含む）の数値を記載して下さい。

[留意事項] 1 司法試験の合格率（A）が、経年的（5年間の評価対象期間のうち、3年以上該当する場合を示す）に全国平均の1/2未満となっていないこと。

項目：学生の受け入れ

表 10：定員管理（評価の視点 2-14）[大学院設置基準第 10 条]

基礎要件		大学記載欄					
定員を適正に管理していること	入学定員に対する入学者数（総数）	入学定員	※N-5年度	※N-4年度	※N-3年度	※N-2年度	※N-1年度
		※ 入学定員（人数・総数）を記載して下さい	※ 入学者数を記載して下さい。また、() で入学定員に対する割	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左

		い。	合を記載して下さい。				
	<既修者の数> <※1 うち5年一貫型教育選抜の入学数> <※2 うち開放型選抜の入学数>	※ 入学定員のうち既修者の定員数を<>で記載して下さい。 ※ 既修者の定員数のうち5年一貫型教育選抜の定員数を<※1>で記載して下さい。 ※ 既修者の定員数のうち開放型選抜の定員数を<※2>で記載して下さい。	※ 入学者数のうち既修者数を<>で記載して下さい。また、()で入学定員に対する割合を記載して下さい。 ※ 5年一貫型教育選抜による入学者数を<※1>で記載して下さい。 ※ 開放型選抜による入学者数を<※2>で記載して下さい。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
	<<未修者の数>>	※ 入学定員のうち未修者の定員数を<>>で記載して下さい。	※ 入学者数のうち未修者数を<<>>で記載して下さい。また、()で入学定員に対する割合を記載して下さい。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
	受験者数		※ 受験者数を記載してください。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
	<既修者の数> <※1 うち5年一貫型教育選抜の受験者数> <※2 うち開放型選抜の受験者数>		※ 受験者のうち既修者数を<>で記載して下さい。 ※ 5年一貫型教育選抜の受験者数を<※1>で記載して下さい。 ※ 開放型選抜の受験者数を<※2>	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左

		>で記載して下さい。					
	《未修者の数》	※ 受験者のうち未修者数を《》で記載して下さい。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左	
	合格者数	※ 合格者数を記載して下さい。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左	
	<既修者の数> <※1 うち5年一貫型教育選抜の合格者数> <※2 うち開放型選抜の合格者数>	※ 合格者のうち既修者数を<>で記載して下さい。 ※ 5年一貫型教育選抜の合格者数を<※1>で記載して下さい。 ※ 開放型選抜の合格者数を<※2>で記載して下さい。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左	
	《未修者の数》	※ 合格者のうち未修者数を《》で記載して下さい。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左	
	学生収容定員に対する在籍学生数(総数)	収容定員 ※ 学生収容定員(人数)を記載して下さい。	※N-5年度	※N-4年度	※N-3年度	※N-2年度	※N-1年度
		※ 在籍学生数を記載して下さい。また、()で収容定員に対する割合を記載して下さい。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
	<既修者の数> <※1 うち5年一貫型教育選抜の在籍学生数> <※2 うち開放型選抜の在籍学生数>	※ 学生収容定員のうち既修者の定員数を<>で記載して下さい。 ※ 既修者の学生収容定員のうち5年一貫型教育	※ 在籍学生数のうち既修者数を<>で記載して下さい。また、()で入学定員に対する割合を記載して下さい。 ※ 5年一貫型教育選抜の在籍学生数を<※1>で	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左

	>	選抜の定員を<※1>で記載して下さい。 ※ 既修者の学生収容定員のうち開放型選抜の定員を<※2>で記載して下さい。	記載して下さい。 ※ 開放型選抜の在籍学生数を<※2>で記載して下さい。				
	《未修者の数》	※ 学生収容定員のうち未修者の定員数を《>》で記載して下さい。	※ 在籍学生数のうち未修者数を《>》で記載して下さい。また、()で入学定員に対する割合を記載して下さい。	※ 同左	※ 同左	※ 同左	※ 同左
備考欄		※ 留意事項を満たしていない場合、①該当事項、②その理由、③改善方策等を記述してください。					

[注] 1 各年度とも、5月1日時点の数を記載して下さい（秋入学を実施している場合は、欄を追加して入学定員、入学者数、受験者数及び合格者数を別に記入したうえで合計欄を設けて下さい）。

2 割合は、%表示ではなく計算値（例：0.80、1.01等）をそのまま記入してください（ただし小数点以下第3位を四捨五入して小数点第2位まで表示して下さい）。

[留意事項] 1 入学者数及び在籍学生数の管理、競争倍率については、経年的に以下2～4の状態となっていないことに留意する。なお、ここでいう経年的とは、当分の間、5年間の評価対象期間のうち、3年以上該当する場合とする。

2 入学定員に対する入学者数比率と収容定員に対する在籍学生数比率が、それぞれ1.10以上、又は0.50未満となっていないこと。ただし、ここでの収容定員とは、法学未修3年分の入学定員と法学既修2年分の入学定員とを合計した数とする。

3 入学者数が、10名未満となっていないこと。

4 入学者選抜における競争倍率が、経年的に2倍未満となっていないこと。

5 特別選抜（5年一貫型教育選抜・開放型選抜）の入学定員が当該法科大学院の入学定員の2分の1を超えていないこと。また、5年一貫型教育選抜の入学定員が、原則として当該法科大学院の入学定員の4分の1以内となっていること。

3 教員・教員組織

項目：教育にふさわしい教員の配置

表 11：専任教員数〔専門職大学院設置基準第 4 条、平成 15 年文部科学省告示第 53 号第 1 条〕

基礎要件	大学記載欄		
法令上必要とされる人数の専任教員が配置されていること	専任教員数	法令上の必要最低専任教員数	現在の専任教員数（みなし専任教員を含む）
		※ 法令で求められる専任教員の必要最低人数を記載して下さい。	※ 現在のみなし専任教員を含む専任教員数を記載して下さい。
備考欄		※ 関連法令を満たしていない場合、その理由と改善方策等を記述してください。	

表 12：教授の割合〔平成 15 年文部科学省告示第 53 号第 1 条〕

基礎要件	大学記載欄			
法令上必要とされる専任教員数の半数以上が教授で構成されていること	教授数	法令上の必要最低専任教員数（A）	現在の教授数（B）	法令上の必要最低専任教員数に占める教授数の割合
		※ 法令で求められる専任教員の必要最低人数を記載して下さい。	※ 現在の教授数を記載して下さい。	※ $(B) / (A)$ の値を%で記載して下さい（小数点以下第二位を四捨五入）。
備考欄		※ 関連法令を満たしていない場合、その理由と改善方策等を記述してください。		

表 13：実務家教員〔平成 15 年文部科学省告示第 53 号第 2 条〕

基礎要件	大学記載欄		
法令上必要とされる専任教員に占める実務家教員の割合がおおむね 2 割以	実務家教員数	法令上の必要最低実務家教員数（法令上の必要最低専任教員数のおおむね 2 割にあたる数）	現在の実務家教員数

上であること。		<p>※法令で求められる実務家教員の必要最低人数を記載して下さい。この人数が必要最低専任教員数（A）に占める割合（％）を括弧書きで併記して下さい（小数点以下第二位を四捨五入）。</p>	<p>※現在の実務家教員数を記載して下さい。</p>
<p>実務家教員は、いずれも5年以上の実務経験を有するとともに、高度の実務能力を有すること。</p>	<p>実務経験</p>	<p>氏名</p>	<p>5年以上の実務経験</p>
		<p>※実務家教員の氏名を記載して下さい。みなし専任教員は氏名の後に「(み)」と記載して下さい。 ※実務家教員ごとに行を追加して作成して下さい。</p>	<p>※実務経験について、期間を含め具体的に記載して下さい。 ※実務家教員ごとに行を追加して作成して下さい。</p>
	<p>高度の実務能力</p>	<p>※実務家教員の「高度の実務能力」を、どのような方法・手続で確認しているか記載して下さい。基準等があればあわせて示して下さい。</p> <p><根拠資料> ・〇〇〇〇（資料〇-〇） ※規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。</p>	
<p>備考欄</p>		<p>※関連法令を満たしていない場合、その理由と改善方策等を記述してください。</p>	

[注] 1 実務家教員の実務経験について独自の様式でまとめている場合は、本表の「実務経験」欄の記載を、当該資料の提出に代えることができます。その際は、「実務経験欄」に根拠資料の名称・資料番号のみを記載して下さい。

表 14：みなし専任教員〔平成 15 年文部科学省告示第 53 号第 2 条〕

基礎要件	大学記載欄	
	みなし専任教員数	みなし専任教員の担当授業科目の単位数
<p>実務家教員のなかに「みなし専任教員」を置く場合には、その人数及び担当授業科目の単位数が法令上の規定に則したものであること</p>	<p>みなし専任教員の数及び担当授業科目の単位数</p>	<p>＜みなし専任教員の数＞ ○名 ※みなし専任教員の人数を記載して下さい。</p> <p>＜専任教員に算入できるみなし専任教員数（必要最低実務家教員数に三分の二を乗じて算出される数（端数は四捨五入）（みなし専任教員がない場合は「一」）＞ ○名 ※専任教員に算入できるみなし専任教員数（必要最低実務家教員数に三分の二を乗じて算出される数（端数は四捨五入））を記載して下さい。</p> <p>＜根拠資料＞ ・○○○○（資料○-○） ※ ※規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。</p>
<p>「みなし専任教員」は教育課程の編成その他組織の</p>	<p>みなし専任教員の責任</p>	<p>※ みなし専任教員が授業科目の担当以外にどのような責任を負っているのか記載して下さい。</p>

運営について責任を担っていること		<根拠資料> ・〇〇〇〇（資料〇-〇） ※ 規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。
備考欄		※ 関連法令を満たしていない場合、その理由と改善方策等を記述してください。

表 15：専攻分野における業績、技術・技能又は知識・経験及び高度の教育上の指導能力〔専門職大学院設置基準第5条〕

基礎要件	大学記載欄			
	氏名	専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する	専攻分野について、高度の技術・技能を有する	専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する
専任教員は、専攻分野における優れた業績、技術・技能又は知識・経験を有するとともに、高度の教育上の指導能力を備えていること。	※専任教員の氏名を記載して下さい。氏名の後に、実務家教員は（実）と、実務家教員のうちみなし専任教員は（実・み）と記載して下さい。	※該当する場合〇を記載して下さい（複数に〇可）。	※該当する場合〇を記載して下さい（複数に〇可）。	※該当する場合〇を記載して下さい（複数に〇可）。
高度の教育上の指導能力	※当該専門職大学院において「高度の教育上の指導能力」をどのような方法・手続で確認しているか記載して下さい（基準等があればあわせて示して下さい）。			
備考欄	<根拠資料> ・〇〇〇〇（資料〇-〇） ※規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。 ※関連法令を満たしていない場合、該当事項、その理由と改善方策等を記述してください。 ※表外の留意事項を参照し、これに外れる場合には、当該法科大学院における教員の業績・能力等の考え方・定義等を、本欄で説明するようにしてください。			

- [留意事項] 1 研究者教員に関しては、原則として、授業科目担当能力の審査については、おおむね5年以上の教育経験（大学及び大学院において当該分野の科目を担当する兼任教員の期間を含む。）、及び当該科目について「高度の法学専門教育を行う能力」を証する最近5年間の公刊された研究業績があること。
ただし、上記の研究業績判定に際し、教育用の判例解説程度とみなされるものは、研究業績に含めない。
また、教育経験期間の算定にあたっては、常勤教員の場合には、留学期間をこれに含める。
このほか、かつて実務家であった者が、研究者教員として所属している場合には、教育経験が上記期間に満たないときであっても、実務経験期間を併せ考慮することができる。
- 2 教育経験年数の少ない研究者教員について、教育経験不足を補うような高度の法学専門教育能力を示す研究業績（課程博士又は論文博士の学位やそれに準じる論文、著作等）がある場合には、担当科目等を考慮して、おおむね5年以上の教育経験を一定程度緩和すること（4年程度）もあり得る。
- 3 実務家教員の授業科目担当能力の審査については、民法、刑法等の法律基本科目や理論的、体系的性質の強い科目を担当する場合、当該科目の学術論文、著作等だけでなく、隣接分野での論文、著作等をも含めて、その担当能力を示す公刊された研究業績（ここでいう「研究業績」には、判例評釈、理論的な実務上の実績などを含む。）の有無を中心に判定する。
ただし、実務家教員が、手続法科目を担当する場合には、その科目の性質上、教育や職務上の経歴及び実績をより重視する。
なお、実務家教員が研究者教員と共同して担当する場合には、その担当部分について判定する。
- 4 実務家教員が実務科目を担当する場合、担当科目と実務経験との関連が認められるか否かを中心に判定する。
- 5 現在、大学の専任教員となっている元実務家を実務家教員として認定するためには、実務をやめてから5～10年以内であることを要する。5～10年のどの程度で可とするかは、それ以前の実務経験の長さを考慮する。

表 16：専任教員の年齢構成（評価の視点 3-2）〔大学院設置基準第 8 条〕

基礎要件		大学記載欄						
	職位	70 歳以上	60～69 歳	50～59 歳	40～49 歳	30～39 歳	29 歳以下	計
教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏っていないこと	教授							
	准教授	※ それぞれの欄に、該当する人数を記載するとともに、当該職位中に占める割合を括弧書きで書き						
	講師	添えてください。年齢区分ごとの計欄は、人数のみを記載してください。						
	助教							
	計							
備考欄		※ 大学として年齢構成に偏りがあると考えた場合、①どこに偏りが生じているのか、②その理由、③改善方策等を記述してください。						

[留意事項] 1 年齢構成のバランスについて、著しい偏りがないうちに留意する。

表 17：専任（兼務）教員〔専門職大学院設置基準第 5 条、平成 15 年文部科学省告示第 53 号第 1 条〕

基礎要件	大学記載欄				
<p>他の学部又は研究科の基幹教員等が当該専門職大学院の専任教員として取り扱われる(ダブルカウントされる)場合には、その人数、期間等が法令上の規定に則したものであること。</p>	専任(兼務)教員	他の学部又は研究科の基幹教員等であって、当該専門職大学院の専任教員としても取り扱われている者の氏名	学部	修士/博士前期/ 他の専門職学位課程	博士後期(法令上の人数の規制はない)
		<p>※左記の専任教員が兼務している学部・学科名を記載して下さい(該当がなければ「—」)。以下同様です。</p> <p>※該当する者の氏名を記載して下さい。必要に応じて行を追加して下さい。</p>	<p>※左記の専任教員が兼務している研究科・専攻名を学位課程種別とともに記載して下さい(該当がなければ「—」)。以下同様です。</p>	<p>※左記の専任教員が兼務している研究科・専攻名を学位課程種別とともに記載して下さい(該当がなければ「—」)。以下同様です。</p>	<p>※左記の専任教員が兼務している研究科・専攻名を記載して下さい(該当がなければ「—」)。以下同様です。</p>
<p>博士後期課程を担当する教員以外の専任教員を兼ねることのできる者の数 (学部又は研究科と兼務している教員がない、又は博士後期課程以外に兼務している教員がない場合は「—」)</p>					
<p>○名 ※下記①と②の和を記載して下さい。</p> <p><内訳> ①必要最低専任教員数を超過して配置されている教員数 ○名 ※表11の「現在の専任教員数」から「法令上の必要最低専任教員数(A)」を引いた数を記載して</p>					

		<p>下さい。</p> <p>②大学院設置基準第9条第1項の規定により修士課程に置くものとする専任教員の数（平成15年文部科学省告示第53号第1条第2項）（専門職大学院設置基準第5条第2項の範囲で兼務可能）</p> <p>〇名</p> <p>※大学院設置基準第9条第1項の規定により修士課程に置くものとする専任教員の数を記載して下さい。</p> <p>修士／博士前期／他の専門職学位課程との兼務期間等（専門職大学院設置基準第5条第2項） （学部又は研究科と兼務している教員がない、又は博士後期課程以外に兼務している教員がない場合は「—」）</p> <p>※修士／博士前期／他の専門職学位課程との兼務期間等が専門職大学院設置基準第5条第2項の範囲内となっているか記載して下さい。</p> <p>※必要最低専任教員数を超えて配置されている教員には法令上の兼務の規制はないため、この範囲内でしか修士／博士前期／他の専門職学位課程との兼務者がいない場合は、「該当なし」と記載して下さい。該当者が全くいない場合も、同様にして下さい。</p> <p><根拠資料></p> <p>・〇〇〇〇（資料〇-〇）</p> <p>※規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。</p>
備考欄		<p>※ 関連法令及び留意事項に照らして、適切な扱いとなっていない場合には、①該当事項、②その理由、③改善方策等を記述してください。</p>

- [留意事項] 1 当該法科大学院が開設後5年以内の場合には、その間に限り他の修士課程、専門職学位課程との兼担が可能。
- 2 いずれの法科大学院においても、全ての教員は博士課程との兼担が可能であり、文部科学省告示175号の第3条によって算出される当該法科大学院の専任教員数を算出するにあたっての基礎となる修士課程の専任教員数については、学士課程との兼担が可能。

表 18 : 各科目への専任教員の配置

基礎要件	大学記載欄		
各科目に関して専任教員を適切に配置していること	入学定員	※ 入学定員を記載して下さい。	
	公法系（憲法、行政法に関する科目）	※ 該当する科目名を記載して下さい。なお、必要に応じて行を追加して下さい。以下同様です。	※ 配置している専任教員の氏名を記載して下さい。専任教員が担当していない場合はその旨記載して下さい。以下同様です。
	刑事法系（刑法、刑事訴訟法に関する科目）	※ 同上	※ 同上
	民法に関する科目	※ 同上	※ 同上
	商法に関する科目	※ 同上	※ 同上
	民事訴訟法に関する科目	※ 同上	※ 同上
	法律実務基礎科目	※ 同上	※ 同上
	基礎法学・隣接科目	※ 同上	※ 同上
	展開・先端科目	※ 同上	※ 同上
備考欄	<p>※留意事項を満たしていない場合、①該当事項、②その理由、③改善方策等を記述して下さい。</p> <p>※各科目群において、開講科目数のうち専任教員が担当している科目数の割合を算出し、%（小数点第2位を四捨五入）で記載して下さい。なお、少人数制の担保のため複数クラスを開講している科目の場合、専任教員が担当しているクラスがあればその科目を専任教員担当科目として数えてください。</p> <p>法律基本科目：XX.X%</p> <p>法律実務基礎科目：XX.X%</p> <p>基礎法学・隣接科目：XX.X%</p>		

- [留意事項] 1 配置される専任教員については、法令上必要とされる数に含まれる者（専ら実務的側面を担当する者を除く）であること。
- 2 配置される専任教員数については、入学定員に応じ、以下の人数とすること。
- ①入学定員が 100 名以内である場合、法律基本科目の各科目に 1 名以上が配置されていること。
- ②入学定員が 101～200 名未満である場合、民法に関する科目を含む少なくとも 3 科目については 2 名以上が配置され、かつ、その他科目に 1 名以上が配置されていること。
- ③入学定員が 200 名以上である場合、公法系（憲法、行政法に関する科目）4 名、刑事法系（刑法、刑事訴訟法に関する科目）4 名、民法に関する科目 4 名、商法に関する科目 2 名、民事訴訟法に関する科目 2 名以上が配置され、かつ、その他科目に 1 名以上が配置されていること。
- 3 法律基本科目について、70%程度は専任教員が担当していること。ただし、法科大学院の規模などを考慮する。
- 4 法律実務基礎科目のうち、主要な科目に実務経験のある専任教員が配置されていること。
- 5 基礎法学・隣接科目、展開・先端科目について、一定程度は専任教員が担当していること。ただし、法科大学院の規模などを考慮する。

4. 法科大学院の運営と改善・向上

項目：社会との関係、情報公開

表 19：教育課程連携協議会の設置及び構成〔専門職大学院設置基準第 6 条の 2〕

基礎要件	大学記載欄	
教育課程連携協議会を設置していること。	教育課程連携協議会の有無	<p><設置の有無> 有/無 ※いずれかを選択して下さい。</p> <p><教育課程連携協議会の名称> ※名称を記載して下さい。 ※組織名称が教育課程連携協議会と異なる場合は、当該組織が法令上の教育課程連携協議会であ</p>

		<p>ることが学内規程等において明らかにされているか記載して下さい。</p> <p><根拠資料></p> <p>・〇〇〇〇（資料〇-〇）</p> <p>※規程類で該当条項が具体的にある場合はそれも記載して下さい。</p>	
教育課程連携協議会の構成が適切であること	教育課程連携協議会の構成	<p>学長又は当該専門職大学院の長が指名する教員その他の職員</p>	<p>※該当する者の氏名及び所属を記載して下さい。</p>
		<p>当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの</p>	<p>※該当する者の氏名及び所属を記載して下さい。</p>
		<p>地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者（教育の特性により適切と判断される場合のみ）</p>	<p>※該当する者がいる場合には、その氏名及び所属を記載して下さい。また、該当する者がいない場合には「該当なし」と記載して下さい。</p>
		<p>当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であって学長又は当該専門職大学院の長が必要と認めるもの</p>	<p>※該当する者がいる場合には、その氏名及び所属を記載して下さい。また、該当する者がいない場合には「該当なし」と記載して下さい。</p>
		<p>構成員のうち当該大学の教職員以外の者が占める割合</p>	<p>〇%</p> <p>※%で記載して下さい（小数点以下第二位を四捨五入）。</p>
備考欄		<p>※ 関連法令に照らして、改善が必要な場合には、その理由及び改善方策等を記述してください。</p>	

表 20：法科大学院における情報の公表（評価の視点 4-7）〔連携法第 5 条、専門職大学院設置基準第 20 条の 7、学校教育法施行規則第 158 条、第 172 条の 2〕

基礎要件	No.	大学記載欄	
法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律定める事項を公表していること	1	当該法科大学院の教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力	<p>※ 該当するウェブサイトの URL を記載してください（リンクをオンにしておいてください）。同じ URL から閲覧できる場合、記載欄を結合しても構いません。</p> <p>※ 以下のセルも同様</p>
	2	当該法科大学院における成績評価の基準及び実施状況	
	3	当該法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況	
	4	当該法科大学院における司法試験法第 4 条第 2 項第 1 号の規定による認定の基準及び実施状況	
	5	当該法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況	
	6	当該法科大学院の課程に在学する者であって、所定の単位を修得しており、かつ、1 年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定する際の基準及び実施状況	
専門職大学院設置基準で定める事項を公表していること	7	入学者選抜における志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること	
	8	当該法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に当該法科大	

		学院に在籍した者のうち当該年度途中に退学した者の占める割合	
	9	当該法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称	
	10	授業料、入学料その他の当該法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関すること	
	11	当該法科大学院に入学した者のうち、就業者又は職業経験を有する者（連携法第10条第1号）、法学未修者（連携法第10条第2号）の割合及びこれらの該当者における司法試験合格者の割合	
	12	司法試験法第4条第2項の規定により司法試験を受けたものの数及びこれらのもののうち当該試験に合格したものの占める割合	
	13	<連携法科大学院のみ> 当該認定連携法科大学院の入学者のうち認定連携法曹基礎課程を修了した者の割合及びこれらの該当者における司法試験合格者の割合	
学校教育法施行規則第158条で定める事項を公表していること	14	<学校教育法第102条第2項の規定により学生を入学させる大学のみ> 学校教育法第102条第2項の入学に関する制度の運用状況についての点検・評価結果	
学校教育法施行	15	大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定め	

規則第 172 条の 2 で定める事項 を公表している こと		る方針に關すること。	
	16	教育研究上の基本組織に關すること。	
	17	教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に關すること。	
	18	入学者の選抜に關すること。	※ No. 7 に記載がある場合には「No. 7 と同一」と記載
	19	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に關すること。	
	20	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画(大学設置基準第十九条の二第一項(大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目(次号において「連携開設科目」という。)に係るものを含む。)に關すること。	
	21	学修の成果に係る評価(連携開設科目に係るものを含む。)及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に關すること。	※ No. 2、3 に記載がある場合には「No. 2、3 と同一」と記載
	22	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に關すること。	
23	授業料、入学料その他の大学が徴収す	※ No. 10 に記載がある場合には「No. 10 と同一」と記載	

		る費用に関すること。	
	24	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	
	25	学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報	
	26	研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること。	※ No. 8に記載がある場合には「No. 8と同一」と記載
	27	教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報	
＜連携法科大学院のみ＞ 法曹養成連携協定に関する運用ガイドラインで定める事項を公表していること	28	教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力	※ No. 1に記載がある場合には「No. 1と同一」と記載
	29	成績評価の基準及び実施状況	※ No. 2に記載がある場合には「No. 2と同一」と記載
	30	修了認定の基準及び実施状況	※ No. 3に記載がある場合には「No. 3と同一」と記載
	31	司法試験法第4条第2項第1号の規定による認定の基準及び実施状況	※ No. 4に記載がある場合には「No. 4と同一」と記載
	32	修了者の進路に関する状況	※ No. 5に記載がある場合には「No. 5と同一」と記載
	33	志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること	※ No. 7に記載がある場合には「No. 7と同一」と記載
	34	標準修業年限修了率及び中退率	※ No. 8に記載がある場合には「No. 8と同一」と記載
	35	法律基本科目のうちの基礎科目及び応用科目並びに各選択科目にそれぞれ該当する、法科大学院で開設される	※ No. 9に記載がある場合には「No. 9と同一」と記載

	科目	
	36 授業料等、法科大学院が徴収する費用や修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置	※ No. 10 に記載がある場合には「No. 10 と同一」と記載
	37 社会人・法学未修者の入学者の割合とそれらの司法試験合格率	※ No. 11 に記載がある場合には「No. 11 と同一」と記載
	38 文部科学大臣が認定した法曹養成連携協定の目的となる連携法科大学院（以下「認定連携法科大学院」という。）に入学した者のうち、当該協定の目的となる法曹コース（以下「認定法曹コース」という。）からの入学者の割合とその司法試験合格率	※ No. 13 に記載がある場合には「No. 13 と同一」と記載
	39 在学中受験資格による司法試験の受験者数とその合格率	※ No. 12 に記載がある場合には「No. 12 と同一」と記載
備考欄	※ 関連法令に照らして、改善が必要な場合、①該当事項、②その理由、③改善方策等を記述してください。	

以降の表は、法令要件ではないものの、基準で求められる内容に沿って数値の確認が必要な事項です。

これらのデータについては、点検・評価報告書で説明する際に、関連する評価の視点の根拠として活用してください。

表 21：学位授与の状況（評価の視点 2-9）

大学記載欄			
	※N-3年度	※N-2年度	※N-1年度
学位授与者数	※ 学位を授与された者の数を記載してください。	※ 同左	※ 同左

表 22：留年・休学・退学の状況（評価の視点 2-18）

関連する評価の視点	大学記載欄			
2 教育課程・学習成果、学生〔学生支援〕 評価の視点 2-18： 適切な体制のもと、教員と事務職員等の役割分担と連携により、社会人、留学生、障がい者をはじめ、多様な学生が学習を行っていくための支援がなされていること	留年者	N-1年度において留年中の者（学年別）		
		※ N-1年度5月1日時点で留年中の者の数を学年別に記載して下さい。		
	休学者	N-1年度において休学中の者（学年別）		
		※ N-1年度5月1日時点で休学中の者の数を学年別に記載して下さい。		
	退学者	N-4年度	N-3年度	N-2年度
		※ 年度内に生じた退学者の数（除籍者を含む）を記載して下さい。	※ 同左	※ 同左